

平成 22 年度

県の施策・制度・予算に関する要望

平成 21 年 8 月 28 日

神奈川県市長会

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

昨年来、世界的金融危機による景気後退や雇用不安、新型インフルエンザ対策など、県内都市自治体にとりまして多種多様な行政課題が山積している中で、本県ではこの7月に県として全国で初めて人口が900万人を超えました。しかし、団塊の世代が70代に入る約10年後からは自然減が増え、県内でも減少期に入ることが確実視されています。

このように目まぐるしく変わる社会経済情勢の中で、県内各都市はこれまで以上に創意と工夫をもって行政運営に努めなければなりません、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における平成22年度の施策立案や予算編成等に反映していただくことを目的として、各都市から提出された211件の要望を取りまとめたものです。

県では、「神奈川力を高め、新たな時代を創造する」という基本理念のもと、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して「神奈川力構想・実施計画」を推進していることと思いますが、よりよい県政の実現のためにも、どうか県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年8月28日

神奈川県市長会
会長 石渡 徳一

目 次

重点要望事項

1	治安対策の強化について	1
2	都市税財政の充実・強化について	2
3	地域保健医療対策の充実について	3
4	教育行政の充実について	5
5	地球温暖化防止対策の推進について	7
6	地域経済の活性化について	8

一般要望事項

1	治安対策の強化について	11
2	地震防災対策の充実・強化について	12
3	地域手当の見直しについて	13
4	地上デジタル放送への完全移行に伴う難視聴対策について	13
5	市町村合併に対する支援について	14
6	地方行政機能の充実について	14
7	地方法務行政の充実について	15
8	都市税財源の充実・強化について	16
9	都市に対する県助成制度の改善について	17
10	社会福祉施策の充実について	18
11	国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について	21
12	地域保健医療対策の充実について	22
13	放課後の児童対策の充実について	24
14	教育行政の充実について	25
15	文化財保護行政の推進について	27
16	基地対策の促進について	28
17	都市環境行政の推進について	30
18	道路の整備について	32
19	海岸・河川の整備について	34
20	下水道の整備について	35
21	都市整備について	36
22	都市公園等の整備について	37
23	都市交通の整備について	38
24	農林水産業の振興について	39
25	公共用地の取得について	40
26	産業の振興について	40
27	勤労者の福祉について	41

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 治安対策の強化について

ここ数年の県内の刑法犯罪認知件数は、警察当局の取り組みに加え、地域における自治会などの自主防犯活動等による抑止効果もあって減少を続けてきましたが、平成20年は振り込め詐欺の増加などの影響から再び増加に転じています。また、依然として空き巣、ひったくりなどの窃盗犯や暴行、傷害などの粗暴犯の発生も多く、警察が取り組む治安対策への市民の期待はますます大きくなっています。

については、安全安心のまちづくりを推進するため、次の事項について積極的に対策を講じられますよう要望します。

(1) 警察体制の充実強化について

- ア 安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、警察官の増員や交番相談員制度の拡充など人的な充実を図るとともに、警察署、交番等の新設や防犯効果の高い場所への移設、駐在所の交番への転換など警察力の適正配置及び強化を図ること。 **一部新規**
- イ 市民の生命、安全を確保するため、警察署や交番等へAED（自動体外式除細動器）を配備するとともに、AEDの使用に関し必要な講習会を定期的に実施すること。 **新規**

(2) 住民の防犯活動等への支援について

- ア 地縁団体が犯罪抑止のために自主的に行う防犯カメラの設置に対する補助制度を創設すること。 **新規**
- イ 青色回転灯を装備するパトロール車両及び使用団体に係る許可要件を緩和すること。 **新規**

(3) 新型街頭緊急通報装置等の設置について

市民が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、新型街頭緊急通報装置及びスーパー防犯灯の設置を推進するとともに、市が独自に設置する防犯緊急通報装置に対する補助制度を創設すること。 **一部新規**

(4) 環境浄化対策の継続について

本厚木駅周辺での悪質な客引き、キャッチセールス、スカウト等の迷惑行為について環境浄化対策を継続するとともに、「神奈川県迷惑行為防止条例」に基づく取り締まり及び同条例の規定を強化すること。 **一部新規**

(5) 通学児童の交通安全の確保について

通学児童の交通安全を確保するため、学童等交通誘導員の廃止に伴う信号機の優先的な設置をはじめ、早急に通学路における信号機及び横断歩道の設置を推進すること。 **一部新規**

2 都市税財源の充実・強化について

地方分権改革の推進は、地方自治体の自主的・自立的な行政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

第二期地方分権改革においては、自治行政権・自治立法権・自主財政権を有する地方政府の確立を目指し、国と地方の役割分担の抜本的な見直しや地方自治体への権限移譲の推進などの検討が進められています。

これらの改革を着実に推進するためには、権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が望まれています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

第二期地方分権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応することができるよう国庫補助負担金を廃止・縮小し、都市自治体への権限移譲に見合った適切な税源移譲を推進するとともに、三位一体の改革が真に効果的なものとなるよう都市税財源の拡充を図ること。

(2) 国庫補助負担金について

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

(3) 地方債制度について

公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換については、財政の健全化により将来的な国民負担を軽減する観点から、制度を存続させ、広く公債費負担の縮減を図り、都市自治体にとってメリットのある制度とすること。

一部新規

(4) 政策的減税に伴う地方財源減収に対する適切な補てん措置について

法人税率の引き下げなど、国の政策的減税による地方税の減収が都市財政を圧迫している実態を踏まえ、減収分に対する補てん措置を講じること。

(5) 県市町村移譲事務交付金について

建築確認事務については、権限移譲を受けた経緯や県策定の「地域主権実現のための基本方針」の趣旨を踏まえ、各都市に財政負担を及ぼさないよう財源措置を継続すること。

また、見直しについては、関係各市と協議を図り、慎重に対応すること。

3 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人一人の健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

ついては、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働くことのできるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。

また、勤務医の処遇改善、女性医師の勤務環境改善、臨床研修医制度の見直し等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。

さらに、各市の実情を考慮したうえで、地域バランスの取れた集約化を進めるよう、関係機関との調整を積極的に行うこと。

イ 産科などの確保困難な医師を県で確保し、医師が不足している公立病院に派遣するなど、公立病院に対する県としての短期・中期の医師確保対策を図ること。

ウ 小児救急医療対策に係る国庫補助制度の拡充について、国に働きかけること。

エ 産科医師の確保難から分娩数の制限をしている県立足柄上病院においては、産科医師不足は早急には解消される状況にないと考えられることから、医師との連携・役割分担を踏まえた中で、助産師外来の充実や院内助産所など助産師がもつ専門知識や能力等の積極的な活用を図ることにより、早急に分娩取り扱い数を増やすよう対策を講じること。

オ 全国的な水準に鑑み、県民の利便性向上と小児科医師の負担軽減のため、「かながわ小児救急ダイヤル」の開設時間の延長を図ること。**新規**

カ 救命救急センターの運営に対する財政措置を講じるとともに、国の医療提供体制推進事業費補助金については、市立病院が対象外とされていることから、対象に含めるよう国に働きかけること。**新規**

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

都市自治体が実施している妊婦健康診査の公費負担について、補助制度を創設すること。

また、全国統一的な支援制度を創設するとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金による財政支援を平成 23 年度以降も継続するなど、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。 **一部新規**

(4) 新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザ発生時における発熱外来等の設置及び運営に対する費用を負担すること。 **新規**

4 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数を増員するよう国に働きかけるとともに、県においても教員の加配等独自の措置を講じ、加配できるまでの間については、その人件費補助制度を創設すること。**一部新規**

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

ウ 新学習指導要領において小学校5・6年生を対象に実施されることとなった（仮称）外国語活動における外国語指導助手（ALT）や外国人指導員等の人材確保や財政上の支援について、早期に制度化を図ること。

エ 教職員は、新たな教育課題への対応のための研修、児童・生徒指導に係る関係機関との連絡調整、家庭訪問等、学校外に出ることが多くなっているため、それらに十分対応できるだけの旅費を確保すること。

オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。

また、代替教職員の年度当初任用発令期日を、欠員補充の臨時的任用職員と同じ4月1日とすること。**一部新規**

キ 国際教室における指導充実のため、国際教室担当教員の加配の基準となる日本語が必要な児童・生徒の査定数に、重国籍児童・生徒も含めること。**新規**

(2) 特別支援教育の充実強化について

- ア 特別支援学級や通常の学級に在籍する軽度発達障害児への特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。
- イ 県立養護学校に通学する児童・生徒が利用するスクールバス運営事業について、県のスクールバスの増車を図るとともに、都市自治体のスクールバス運営事業への県補助金の増額などの支援を強化すること。
- ウ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当教員を補助する教育補助員（支援者）を配置すること。
- エ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立養護学校を大和市内に設置すること。

(3) 私学助成の充実について

- ア 幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策として、幼稚園就園奨励費補助制度に、県も国と同等に支出する支援制度を創設すること。
- イ 児童・生徒の減少期にふさわしい私学助成制度を確立すること。

(4) 不登校等学校不適応対策について

中学校現場と同様、小学校現場においてもいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などさまざまな課題を抱えているため、スクールカウンセラー及び心の教室相談員等の第三者的な相談員を、国の補助を利用して配置すること。 **一部新規**

(5) 既存学校施設における環境対策支援の推進について

地球温暖化対策を推進し、環境への負荷の低減や環境教育に役立てるため、環境を考慮した学校施設整備事業に対し、財政措置をはじめとする計画的かつ継続的な支援を図るとともに、国に対しても引き続き支援を図るよう働きかけること。 **新規**

5 地球温暖化防止対策の推進について

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも、特に潜在的な導入可能量が
多く、エネルギー自給率の低いわが国にとって、国産エネルギーとして重要
な位置付けとなっています。

「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月政府・与党とりまとめ）
においても、低炭素社会の実現に向けた新エネ技術の抜本的導入のための具
体的施策として、家庭・企業・公共施設等への太陽光発電の導入拡大が位置
付けられているところです。

こうした状況の中、県では住宅用太陽光発電システムの新規設置費補助制
度がありますが、次の要望事項について県の積極的な予算措置を要望します。

(1) 住宅用太陽光発電システムの新規設置費補助について

都市自治体が住宅用太陽光発電システムの新規設置費補助を行う場合、
県が上乘せ補助を行うが、市民の関心が非常に高く、当初の想定件数を大
幅に上回る可能性があることから、助成希望者が不公平感を持たないよう、
適切に補助額の予算措置を講じること。**新規**

6 地域経済の活性化について

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のために、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道（第二東名高速道路）、厚木秦野道路及び国道 246 号バイパス全線の早期事業化、西湘バイパス延伸整備の早期事業化などを図るとともに、地域生活に密接な関わりを有する国・県道について措置を講じること。

(2) 海岸・河川の整備について

ア 海岸の保全について

早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。

イ 河川の整備促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備促進を図ること。

また、整備にあたっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。**一部新規**

(3) 都市整備について

ア 下水道の整備について

公共下水道事業に地方公営企業法を適用させること（法適化）は、経営基盤の強化につながる一方、都市自治体の財政負担が極めて大きいことから、適用に要する経費の補助制度を創設すること。**新規**

イ 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準未満のがけ整備について、基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

さらに、土砂災害ハザードマップの作成により市民の適時適切な避難を促すため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づく急傾斜地崩壊を対象とした調査（区域指定）を早期に実施すること。**一部新規**

(4) 勤労者の福祉について

ア 障害者の就労支援について

より多くの障害者が職業訓練を受け、一般就労につながるよう、神奈川県障害者職業能力開発校における身体障害者及び知的障害者を対象とした職業訓練コースの新設及び職業訓練講座の増設を図ること。**新規**

イ シルバー人材センターへの支援について

働く意欲を持つ高齢者が、社会参加を通じて活力ある地域づくりに寄与することを目的に設立された公益法人であるシルバー人材センターへの補助制度を再開すること。**新規**

ウ 勤労者福祉共済事業の安定運営のための支援について

国庫補助廃止による中小企業勤労者の福祉向上の停滞を防ぐため、各都市が行う勤労者福祉共済事業の安定運営のための新たな助成制度を創設すること。

また、運営組織の強化や未実施の都市への組織化に向けた支援体制を整備すること。

一般要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 治安対策の強化について

ここ数年の県内の刑法犯認知件数は減少を続けてきましたが、平成20年は振り込め詐欺の増加等の影響から再び増加に転じるなど治安情勢の悪化が危惧される中、警察活動に寄せる市民の期待はますます大きくなっています。

一方で、「自分たちの街は自分たちで守る」という住民意識の高まりから、自治会などによる地域ぐるみの自主防犯活動等の取り組みも積極的に進められています。

ついては、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じられますよう要望します。

(1) 警察体制の充実強化について

ア 安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、早期に次の対策を講じること。

(ア) 香川、松林、鶴嶺西地区に交番を新設し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。**一部新規**

(イ) 本厚木駅前交番を移設し、森の里、依知南地区に交番又は駐在所、林地区に交番を設置すること。

(ウ) 高座渋谷駅西側に交番を設置すること。

(エ) さがみ野駅周辺に交番を設置すること。

(オ) 南足柄市内における警察官の増員、交番相談員制度の拡充、交番の増設を図るとともに、南足柄交番を大雄山駅前に移設すること。**一部新規**

(カ) 綾瀬警察署を設置するとともに、それまでの間は、警察署で通常に行われる窓口サービスを警察活動拠点施設内において実施すること。**新規**

イ 市民の生命、安全を確保するため、警察署や交番等へAED（自動体外式除細動器）を配備するとともに、AEDの使用に関し必要な講習会を定期的を実施すること。

新規

(2) 住民の防犯活動等への支援について

ア 地縁団体が犯罪抑止のために自主的に行う防犯カメラの設置に対する補助制度を創設すること。**新規**

イ 青色回転灯を装備するパトロール車両及び使用団体に係る許可要件を緩和すること。

新規

(3) 新型街頭緊急通報装置等の設置について

市民が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、新型街頭緊急通報装置及びスーパー防犯灯の設置を推進するとともに、市が独自に設置する防犯緊急通報装置に対する補助制度を創設すること。**一部新規**

(4) 環境浄化対策の継続について

本厚木駅周辺での悪質な客引き、キャッチセールス、スカウト等の迷惑行為について環境浄化対策を継続するとともに、「神奈川県迷惑行為防止条例」に基づく取り締まり及び同条例の規定を強化すること。**一部新規**

(5) 通学児童の交通安全の確保について

通学児童の交通安全を確保するため、学童等交通誘導員の廃止に伴う信号機の優先的な設置をはじめ、早急に通学路における信号機及び横断歩道の設置を推進すること。

一部新規

2 地震防災対策の充実・強化について

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、また、東海地震の地震防災対策強化地域にも指定されています。

近年、相次いで発生した新潟県中越沖地震や岩手・宮城内陸地震などの教訓を踏まえ、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる充実強化を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の充実強化について

「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業」について、平成 23 年度以降も支援制度を継続すること。または、新たな補助制度を創設すること。**一部新規**

3 地域手当の見直しについて

地域手当の支給率を都市単位に定めることは、近隣市との間に大きな格差が生まれるなど、生活実態からかけ離れたものとなっている状況を生んでいます。

については、次の事項について要望します。

(1) 地域手当の支給率の見直しについて

交通状況、人の移動や物価等が均衡している都市部においては、行政区域を越えた生活経済圏等を一つの単位とし、地域の実態に合った支給率に見直しを行うとともに、支給率の算定基礎となっている賃金構造基本統計調査による平均の賃金指数について、最近5年間のデータで再算定するよう国に働きかけること。 **一部新規**

4 地上デジタル放送への完全移行に伴う難視聴対策について

地上デジタル放送への完全移行に伴い、鎌倉市では新たな難視聴地域が多数発生するとされ、その解消に向けて国及び放送事業者がアンテナ中継局の整備を検討していますが、市の特性である歴史的風土及び景観を損ねることのないよう、これらを踏まえた難視聴対策が必要です。

については、次の事項について国及び放送事業者に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 地上デジタル放送への完全移行に伴う難視聴対策について

難視聴世帯の解消について鎌倉市の特性を踏まえるとともに、市民及び市財政に負担が生じないような対策を講じるよう、事業主体である国・放送事業者に働きかけること。さらに、県としても積極的な支援を行うこと。 **新規**

5 市町村合併に対する支援について

市町村合併に係る優遇措置を規定した「市町村の合併の特例等に関する法律」が平成 22 年 3 月 31 日をもって効力を失うことから、それ以降の市町村合併の推進について、同法の期限延長または新たな法整備等が必要です。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 市町村合併に対する支援について

「市町村の合併の特例等に関する法律」の適用期限以降における市町村合併を円滑に推進するため、同法に基づく財政支援等と同様の支援を継続するよう国に働きかけるとともに、県としても財政支援等の措置を講じること。**新規**

6 地方行政機能の充実について

消防組織法では、市町村長が任命する消防長及び消防署長についての資格要件を政令に定めるところによるとされていますが、部長職等への昇任年齢が高齢化している現状にあつては、政令に定める資格要件に基づいて任命できる職員は非常に限られています。

については、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 消防長等の任命資格の改正について

「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」（昭和 34 年政令第 201 号）第 1 条に規定する資格要件について、地方分権の趣旨にかんがみ、市町村の実情に即した任命が可能となるよう国に働きかけること。**新規**

7 地方法務行政の充実について

横須賀三浦地域県政総合センターには、旅券窓口としてパスポートの申請受付のみを扱う出張窓口が週1回開設されていますが、平成17年に常設窓口として小田原出張所が開設されたことから、三浦半島地域だけが県内に所在する常設窓口から離れた地域となり、不公平感が生じています。

については、次の事項について要望します。

(1) 三浦半島地域におけるパスポートセンター出張所の新設について

横須賀三浦地域県政総合センター内にパスポートセンター出張所を新設し、常設窓口としてパスポートの申請受付及び交付の両方の手続を可能にすること。

8 都市税財源の充実・強化について

地方分権改革の推進は、地方自治体の自主的・自立的な行政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

第二期地方分権改革においては、自治行政権・自治立法権・自主財政権を有する地方政府の確立を目指し、国と地方の役割分担の抜本的な見直しや地方自治体への権限移譲の推進などの検討が進められています。

これらの改革を着実に推進するためには、権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が強く求められています。

については、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

第二期地方分権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応することができるよう国庫補助負担金を廃止・縮小し、都市自治体への権限移譲に見合った適切な税源移譲を推進するとともに、三位一体の改革が真に効果的なものとなるよう都市税財源の拡充を図ること。

(2) 国庫補助負担金について

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

(3) 地方債制度について

公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換については、財政の健全化により将来的な国民負担を軽減する観点から、制度を存続させ、広く公債費負担の縮減を図り、都市自治体にとってメリットのある制度とすること。

ア 財政融資資金や旧簡保資金の繰上償還に係る補償金免除について、平成 21 年度までの一定の時限措置がとられているが、平成 22 年度以降も制度を存続するとともに、財政力指数 1.0 以上の団体においても補償金なしの繰上償還ができるようにすること。

一部新規

イ 下水道事業の経営健全化の促進のために、さらなる借換要件の緩和や事務手続の軽減など、公営企業借換債制度の拡充を図ること。

(4) 政策的減税に伴う地方財源減収に対する適切な補てん措置について

法人税率の引き下げなど、国の政策的減税による地方税の減収が都市財政を圧迫している実態を踏まえ、減収分に対する補てん措置を講じること。

9 都市に対する県助成制度の改善について

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。

については、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 県補助金等の是正について

県単独補助金については、補助制度の廃止や対象の縮小、補助率の引き下げ、予算の減額に比例した交付額の減額などの都市への一方的な負担転嫁は行わず、補助金交付要綱等に定められた補助率による交付額を常に確保し、適切な財源措置を講じること。

また、義務教育施設の改修などについて、市町村振興メニュー事業補助金の対象事業として拡充を図ること。

なお、県補助金の見直しにあたっては、関係各市と十分協議のうえ進めるとともに、随時情報提供すること。

(2) 県市町村移譲事務交付金について

県市町村移譲事務交付金については、一部項目の廃止等も含めた算定方法の見直し等の協議が行われているが、各都市の財政負担や市民サービスへの影響が非常に大きいことから、その点を十分考慮して引き続き市町村と協議を行い、慎重に対応すること。

ア 建築確認事務については、権限移譲を受けた経緯や県策定の「地域主権実現のための基本方針」の趣旨を踏まえ、各都市に財政負担を及ぼさないよう財源措置を継続すること。

イ 屋外広告物の掲出等の許可については、移譲後の事務の実態を踏まえた算定方法による財源措置を講じること。

10 社会福祉施策の充実について

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

については、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

ア 特別養護老人ホームの施設整備について、個室化（ユニット化）による施設整備費の増加や補助金の削減などにより施設設置者の財政負担が増大していることから、補助制度の充実等により福祉施設設置者の負担軽減を図ること。

イ 入所者の生活を保全するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の整備に支障が生じないよう財政支援を行うこと。 **一部新規**

(2) 介護保険制度の充実について

ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、次のことについて国に働きかけること。

(ア) 介護給付費負担金の国庫負担分率を25%とし、調整交付金を別枠とすること。

(イ) 施設整備や人材育成・確保体制に対する十分な財政支援を図ること。

また、県においても、新規支援制度の創設等支援の充実を図ること。

イ 介護保険の低所得者対策については、都市自治体が独自に保険料及び利用料を軽減するのではなく、国が抜本的な制度改正を行い、全国で統一的に実施するよう国に働きかけること。

ウ 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の利用に係る負担について、利用者の自己負担が高額になったことから、低所得者にとっても利用しやすい制度に是正するよう国に働きかけること。

エ 介護療養型医療施設の平成23年度末廃止への対応として、既存介護老人保健施設の増床による対応など、病床転換以外の手法での施設整備について新たな支援制度の創設を図るとともに、施設整備に対する財政支援を行い、国にも働きかけること。

オ 介護サービスの公表制度について、利用者が利用しやすい環境づくりを行うとともに、事業者の負担とならないよう調査項目等の見直しや適切な手数料設定を行うなど、利用者と事業者の双方にとって効果的な制度にすること。 **新規**

(3) 障害者福祉の充実について

ア 重度障害者医療費助成制度について、精神障害者も補助対象にするとともに、県補助金の削減を見直すこと。

また、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。 **一部新規**

- イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。
- ウ 障害者地域作業所に対する補助制度について、県補助率をこれ以上引き下げることなく改善を図り、かつ、制度を継続すること。
- エ 市町村地域生活支援事業に係る国の財源負担について、国の負担を明確にするとともに、当該負担を義務的経費として位置付け、確実に財源を確保するよう国に働きかけること。
- オ 障害者の入所施設を県西地域に整備すること。
- カ 神奈川県立総合療育相談センターにおいて、重症心身障害者のための入所枠の設置及び短期入所の増床に向けた対策を講じること。
また、重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域における日中活動系施設及び短期入所施設の整備を図ること。**新規**
- キ 精神障害者の通院に係る医療費について、精神障害者やその家族への負担増とならないように、自己負担を軽減する措置を講ずること。
- ク 障害者自立支援法の施行において、就労移行支援事業及び就労継続事業の利用者負担を軽減し、福祉サービス従事者の確保及び質の向上のため、サービス報酬単価の改善及び養成研修を充実すること。
また、制度のはざま（従来の障害認定基準に当てはまらない方）に対する支援制度を創設すること。
- ケ 身体障害児の特例補装具費について、身体障害者と同様に更生相談所での判定結果を必須のものとして都市自治体が支給決定できるよう制度の見直しを行うこと。
また、全国の更生相談所において、特例補装具に関する見解の統一を図るよう国に働きかけること。**新規**
- コ 障害者生活ホームへの積極的かつ継続的な指導・監督を行うこと。
また、障害者生活ホームの世話人について、支援のための研修を行うほか、適格要件等を設け、継続的に把握すること。**新規**

(4) 児童福祉の充実について

- ア ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭が民間賃貸住宅を借りている場合に家賃を助成する制度を創設すること。
- イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、対象者の一部負担金の導入を見直すこと。**新規**
- ウ 民間保育所運営費補助金について、各種加算は平成 21 年度から補助割合を段階的に削減しており、特別経常費及び借入償還金補助については平成 23 年度以降の新規借入れ分から補助対象外とする予定であるが、民間保育所への影響が甚大であることから、従前の制度を堅持すること。
また、保育対策等促進事業費補助金についても、病後児保育事業が緊急時においての保険的性格を有していることに鑑み、従来からの 1 事業所あたりでの定額の補助方式を堅持すること。**新規**
- エ 民生委員法第 26 条に基づき市町村に交付される民生委員児童委員活動等負担金について、平成 20 年度の単価水準に戻すこと。**新規**

(5) 自殺対策事業に対する支援について

現行の地域自殺対策推進事業の対象となる事業実施主体を都市自治体まで拡大するよう国に働きかけること。

また、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を受けて各市が行う自殺対策事業について、県費補助を行うこと。

さらに、都道府県単位で公表されている自殺統計について、警察署別にデータを公表するよう国に働きかけること。 **一部新規**

(6) 国民年金業務の運営全般に対する強化について

平成 22 年 4 月に社会保険庁から日本年金機構へ国民年金業務が移管されることに伴い、都市自治体に過剰な負担を強いることのない組織を構築するよう国に働きかけること。 **新規**

11 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

については、国民健康保険制度と後期高齢者医療制度のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

ア 国民健康保険事業の特別調整交付金について、次のとおり都道府県調整交付金交付要綱の改正を行うこと。

- (ア) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準を超える項目の実施について、新たに追加すること。 **新規**
- (イ) ジェネリック医薬品の使用を被保険者に促す取り組みの実施について、新たに追加すること。 **新規**
- (ウ) 専門的に滞納整理業務に携わる職員（再任用含む）及び非常勤職員の人員について、新たに追加すること。 **新規**
- (エ) レセプト点検に携わる非常勤職員等の人員増を人員で評価すること。 **新規**
- (オ) 国の基準に基づく医療通知の実施について廃止すること。 **新規**

(2) 後期高齢者医療制度に対する支援について

後期高齢者医療制度の運営全般に対し、後期高齢者医療広域連合への人員派遣、被保険者の負担を軽減するための財政措置、制度の周知等の措置を講じること。

また、後期高齢者医療制度に対する財政措置の拡大と制度の安定的な運営について国に働きかけること。

12 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人一人の健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働くことのできるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。

また、勤務医の処遇改善、女性医師の勤務環境改善、臨床研修医制度の見直し等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。

さらに、各市の実情を考慮したうえで、地域バランスの取れた集約化を進めるよう、関係機関との調整を積極的に行うこと。

イ 産科などの確保困難な医師を県で確保し、医師が不足している公立病院に派遣するなど、公立病院に対する県としての短期・中期の医師確保対策を図ること。

ウ 小児救急医療対策に係る国庫補助制度の拡充について、国に働きかけること。

エ 産科医師の確保難から分娩数の制限をしている県立足柄上病院においては、産科医師不足は早急には解消される状況にないと考えられることから、医師との連携・役割分担を踏まえた中で、助産師外来の充実や院内助産所など助産師がもつ専門知識や能力等の積極的な活用を図ることにより、早急に分娩取り扱い数を増やすよう対策を講じること。

オ 全国的な水準に鑑み、県民の利便性向上と小児科医師の負担軽減のため、「かながわ小児救急ダイヤル」の開設時間の延長を図ること。**新規**

カ 救命救急センターの運営に対する財政措置を講じるとともに、国の医療提供体制推進事業費補助金については、市立病院が対象外とされていることから、対象に含めるよう国に働きかけること。**新規**

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

都市自治体が実施している妊婦健康診査の公費負担について、補助制度を創設すること。

また、全国統一的な支援制度を創設するとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金による財政支援を平成23年度以降も継続するなど、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。**一部新規**

(4) 新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザ発生時における発熱外来等の設置及び運営に対する費用を負担すること。**新規**

13 放課後の児童対策の充実について

社会経済情勢に伴う雇用環境や家庭の経済状況により、子育て支援施策の整備・拡充に対する期待がかつてなく高まっている一方で、子どもたちを取り巻く社会状況は著しく悪化し、重大事故や事件が多発しています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

については、放課後の児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 放課後子ども教室推進事業について

放課後子ども教室推進事業に係る補助金の交付について、今後も継続するよう国に働きかけること。**新規**

(2) 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業における対象児童学年について、国庫補助基準に沿った運用（小学校4年生以上も補助対象）を図るとともに、利用児童の急激な増加や障害児受入のために必要な指導員の加配、児童数に見合った活動場所の確保など、クラブ運営の円滑化についても補助対象とすること。

また、待機児童解消のため、公設児童クラブの補完的役割を担う地域児童クラブ（NPOや幼稚園等）への支援制度を創設すること。**一部新規**

14 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数を増員するよう国に働きかけるとともに、県においても教員の加配等独自の措置を講じ、加配できるまでの間については、その人件費補助制度を創設すること。**一部新規**

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

ウ 新学習指導要領において小学校5・6年生を対象に実施されることとなった（仮称）外国語活動における外国語指導助手（ALT）や外国人指導員等の人材確保や財政上の支援について、早期に制度化を図ること。

エ 教職員は、新たな教育課題への対応のための研修、児童・生徒指導に係る関係機関との連絡調整、家庭訪問等、学校外に出ることが多くなっているため、それらに十分対応できるだけの旅費を確保すること。

オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。

また、代替教職員の年度当初任用発令期日を、欠員補充の臨時的任用職員と同じ4月1日とすること。**一部新規**

キ 国際教室における指導充実のため、国際教室担当教員の加配の基準となる日本語が必要な児童・生徒の査定数に、重国籍児童・生徒も含めること。**新規**

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援学級や通常の学級に在籍する軽度発達障害児への特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。

イ 県立養護学校に通学する児童・生徒が利用するスクールバス運営事業について、県のスクールバスの増車を図るとともに、都市自治体のスクールバス運営事業への県補助金の増額などの支援を強化すること。

ウ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当教員を補助する教育補助員（支援者）を配置すること。

エ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立養護学校を大和市内に設置すること。

(3) 私学助成の充実について

ア 幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策として、幼稚園就園奨励費補助制度に、県も国と同等に支出する支援制度を創設すること。

イ 児童・生徒の減少期にふさわしい私学助成制度を確立すること。

(4) 不登校等学校不適応対策について

中学校現場と同様、小学校現場においてもいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などさまざまな課題を抱えているため、スクールカウンセラー及び心の教室相談員等の第三者的な相談員を、国の補助を利用して配置すること。 **一部新規**

(5) 既存学校施設における環境対策支援の推進について

地球温暖化対策を推進し、環境への負荷の低減や環境教育に役立てるため、環境を考慮した学校施設整備事業に対し、財政措置をはじめとする計画的かつ継続的な支援を図るとともに、国に対しても引き続き支援を図るよう働きかけること。 **新規**

15 文化財保護行政の推進について

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

ついては、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

(1) 市町村の経費負担の軽減について

ア 文化財保護における国庫補助事業に伴う県費補助率の見直し(県1/3以内を1/3に)、補助額の安定的確保及び拡充を図ること。

イ 指定文化財保存修理等補助金の補助率を引き上げ、都市自治体と同率の負担割合にし、満額を交付すること。

また、年度途中での事業変更(増額)の場合にも、同様の負担割合を確保すること。

さらに、すべての埋蔵文化財発掘調査に係る費用について、国庫補助事業の対象とするよう国に働きかけること。**一部新規**

ウ 文化財の適切な管理を実施するため、県指定文化財の件数増加に伴う指定文化財保存管理奨励交付金の増額を図ること。**新規**

エ 埋蔵文化財発掘調査費の補助対象の拡大と「原因者負担の原則」の明文化について国に働きかけること。

16 基地対策の促進について

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めています。国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。ついで、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 基地の早期返還について

- ア 在日米軍再編協議の中に盛り込まれた空母艦載機の移駐について、早期に実現させること。
- イ 都市化により一層過密化が進む現状を考慮し、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を講じること。

(2) 抜本的な騒音対策について

- ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地の夜間連続離着陸訓練（NLP）については、硫黄島訓練施設へのNLP全面移転の促進を図ること。
- イ 米空母の横須賀港滞在中は、通常訓練と称される訓練が昼夜を問わず実施され、特にNLPの直前には、何ら通告もなくNLP同様の激しい騒音を伴う訓練が繰り返されるため、こうした騒音問題の解消に努めるとともに、NLP同様に事前に情報を提供すること。
- ウ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

(3) 基地交付金及び調整交付金について

- ア 基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税評価額との格差を是正し、固定資産税相当額を交付すること。
- イ 調整交付金については、地位協定実施に伴う地方税の非課税相当額分を全額交付すること。

(4) 基地周辺対策について

基地周辺の住民の安全と快適な生活環境を確保し、都市基盤の充実を図るため、次の措置を講じること。

- ア 希望届から工事着手までの期限を短縮して施工主の希望に合わせた対象家屋の住宅防音工事を早期に実施すること。
また、第1種区域を市内全域に拡大し、告示日（昭和61年9月10日）以降の家屋も防音工事の対象とすること。**一部新規**
- イ すべての防音施工施設の維持管理費を全額助成すること。

ウ NHK放送受信料助成区域の拡大、受信料の全額助成を図るとともに、電気通信役務料金の助成措置を講じること。

エ 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」による周辺対策事業予算を増額し、申請事業の完全採択を図ること。

(5) 基地問題に対する取組みの強化について

厚木基地の艦載機部隊の移駐が着実に実施され、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携の上取組みを進めること。

17 都市環境行政の推進について

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

については、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の不法投棄を防止するため、リサイクル・収集運搬費用を、現在の排出時に支払う方式から購入時に支払う方法に改正するとともに、不法投棄された家電5品目のリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

イ 廃棄物の処理に関する市町村の負担が高まる中、製造・流通事業者の廃棄物処理に関する責任の強化などの現行法制度のさらなる見直しを行うとともに、材料リサイクル優先の現状を改め、再商品化コストの低減を図るべく、再商品化手法についても市町村の意向が反映される制度とするよう国に働きかけること。 **一部新規**

ウ ごみ処理の広域化を推進するため、広域処理施設整備に伴う既存施設の解体撤去工事費について、跡地利用が未定の場合や廃棄物処理施設以外に利用される場合も、循環型社会形成推進交付金の交付対象とするよう国に働きかけること。

エ ごみ処理施設から最終的に生じる焼却灰等の処理について、各市や広域ブロックとともに県レベルで考えていく必要があるため、県の持つ知識、技術、調整力、財政力等を発揮し、主導的役割を果たすこと。

オ ごみの3R推進と同時に、未利用バイオマスの有効利用を推進し、二酸化炭素の排出量削減に寄与するため、下水汚泥と生ごみを混合処理し、回収したバイオガスをエネルギーとして活用する施設整備に対して、積極的な支援を行うよう国に働きかけること。 **新規**

(2) 地球温暖化防止対策の推進について

住宅用太陽光発電システムの新規設置費補助について、都市自治体が同様の事業を行うことにより県が上乘せ補助を行うが、市民の関心が非常に高く、当初の想定件数を大幅に上回る可能性があることから、助成希望者が不公平感を持たないよう、適切に補助額の予算措置を講じること。 **新規**

(3) 環境保全施策等の強化について

ア 安全で快適な生活環境の保全を目指すため、市町村と一体となって、県民の路上喫煙を防止させるマナーアップ運動を展開すること。

イ 合併処理浄化槽の普及・促進及び維持管理費等の負担軽減を図るため、国庫補助基準額算定に諸経費を考慮して、合併処理浄化槽の維持管理に係る補助制度の創設など、国・県における補助・交付制度の一層の拡充を図ること。

(4) 自然環境の保全について

ア アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県が主導となり、県及び三浦半島全市町で協働して捕獲を行うとともに、財源の確保及び県費補助率の引き上げを行うこと。

イ ニホンザルS群の被害防除対策において市町が実施する追い払いでは、生活被害の根絶は不可能であることから、県が主体となり、追い上げを実施すること。**新規**

ウ 丹沢東部を中心に拡大しているヤマビル被害を軽減するため、住宅地に隣接する箇所、防護柵などによる環境整備に向けた効果的な対策を講じること。**新規**

(5) 墓地等の設置について

「神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例」では、墓地が都市計画上問題のある場所に開発され、十分な規制ができないため、経営主体の要件、経営資金計画の要件、設置場所の基準及び墓地の構造設備基準に関して規制を強化すること。

なお、墓地の構造設備基準については、造成工事等の技術基準に基づいた安全性の確保を審査すること。**一部新規**

18 道路の整備について

道路は、巨額な投資を必要としますが、生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないものです。特に、神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

については、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

(1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

- ア 第二東海自動車道（第二東名高速道路）、厚木秦野道路及び国道 246 号バイパス全線の早期事業化
- イ 国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸の早期具体化
- ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化
- エ 国道 134 号（初声小学校入口交差点付近）の拡幅などの早期改良整備 **新規**
- オ 国道 467 号南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手 **新規**

(2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

- ア 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道横須賀三崎線間の、本年度中の都市計画決定及び早期事業化並びに逗子区間の早期着工
- イ 都市計画道路中海岸寒川線の整備計画の推進
- ウ 県道 24 号（横須賀逗子線）における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期実施
- エ 三浦縦貫道路のⅡ期区間の早期整備及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期事業化 **一部新規**
- オ 県道 215 号（江奈湾付近）の拡幅などの早期改良整備 **新規**
- カ 県道 40 号（横浜厚木線）、県道 45 号〔丸子中山茅ヶ崎線の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）〕、都市計画道路「3・3・3 下今泉門沢橋線」（北伸整備）及び県道 40 号側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手 **一部新規**
- キ 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎線）及び相模原二ツ線・水窪座間線（第 1 期事業区間）の早期完成 **一部新規**
- ク 相模原二ツ線・水窪座間線（第 2 期及び第 3 期事業区間）の施工の継続 **新規**
- ケ 都市計画道路「3・4・6 河原口中新田線」（相模興業入口交差点～厚木駅及び相模大橋方面）、県道 407 号（国分・杉久保地区の拡幅）、小田原山北線（歩道及び中沼・塚原駅入口・沼田各交差点の右折車線）、（仮称）県道 40 号バイパス並びに県道 40・42・45 号の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備
- コ 県道 22 号（用田橋～戸沢橋間の拡幅）の都市計画決定及び早期事業化
- サ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現

(3) 第一東海自動車道（東名高速道路）の（仮称）綾瀬インターチェンジの早期設置について

地域活性化インターチェンジ制度を活用し、東名高速道路厚木インターチェンジと横浜町田インターチェンジの間に、（仮称）綾瀬インターチェンジの早期設置を図るよう引き続き国などに働きかけるとともに、県においても積極的な取り組みを行うこと。

(4) 南足柄市と箱根町の連絡道路について

地域の活性化及び災害対策の必要性から、南足柄市と箱根町を連絡する道路について、県が事務局となり、引き続き研究会を設け、検討すること。

また、連絡道路の実現に向け、調査研究費等の予算措置を講じること。

(5) 逗葉新道の無料化について

有料区間を避ける車両が増加し、市内の交通上の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

(6) 橋梁の整備促進等について

ア 「SS9橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「3・6・1 社家岡田線」相模川橋梁部）の早期整備を図ること。

イ 橋梁の耐震化及び長寿命化対策には多額の費用を要することから、国庫補助の有無にかかわらず、新たな県費補助制度を創設すること。**新規**

19 海岸・河川の整備について

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。しかし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

については、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 海岸の保全について

砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、柳島海岸、中海岸、菱沼海岸の侵食防止対策の推進を図ること。

また、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。 **一部新規**

(2) 河川の整備促進について

ア 流域住民の安全で住みよい生活環境を確保するため、相模川左岸（萩園地区及び中島・柳島地区）について早期の築堤整備を促進すること。 **新規**

イ 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、早期に整備を完了すること。

また、地元住民等の意見を反映した親水性のある整備を図ること。

ウ 大和市と隣接する「ひばりが丘排水区」は、放流先である引地川が未改修のため、公共下水道雨水施設の設置が不可能な状況にあることから、引地川の特定都市河川の指定及び整備促進を図ること。 **新規**

エ 流域に過密化した市街地を抱える蓼川について、比留川合流地点から上流についても、総合治水対策に基づく河川改修事業の一層の促進を図ること。

(3) 河川の浄化対策の推進について

県は、河川管理者として、境川及び引地川上流の各行政区域ごとに除塵機を設置すること。

また、現在設置済みの除塵機についても、維持管理を行うこと。 **新規**

(4) 相模川・中津川河川整備計画について

国及び県が共同で策定する「相模川・中津川河川整備計画」について、両河川の将来の保全、再生及び利用に関する流域自治体住民の意見を取り入れた地域計画を反映させること。 **新規**

20 下水道の整備について

下水道は、公共用水域の水質を保全するとともに、快適な生活環境を確保するうえで、欠くことのできない基幹的都市施設です。

については、下水道の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 水源環境保全・再生市町村交付金の対象事業の拡大について

「神奈川県水源環境保全・再生市町村交付金」の交付対象事業について、ダム下流の水源保全地域における流域下水道事業及び流域関連公共下水道事業の水質保全に係る維持管理費負担に対しても交付対象事業とすること。

(2) 地方公営企業法の適用に要する経費の補助制度創設について

公共下水道事業に地方公営企業法を適用させること（法適化）は、経営基盤の強化につながる一方、都市自治体の財政負担が極めて大きいことから、適用に要する経費の補助制度を創設すること。**新規**

21 都市整備について

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

については、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

ア 急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準未満のがけ整備について、基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

イ 土砂災害ハザードマップの作成により市民の適時適切な避難を促すため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づく急傾斜地崩壊を対象とした調査（区域指定）を早期に実施すること。**新規**

(2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分配慮すること。

(3) 都市計画決定に関する包括的な権限移譲について

地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを進めるため、都市自治体自らの責任と判断によって用途地域を決定できるよう、法改正を国に働きかけること。

(4) 綾瀬農業振興地域の整備計画の変更について

綾瀬市役所周辺の農業振興地域において、「市の顔となる賑わいに満ちた中心核づくり」への施策展開を図ることから、農業振興地域整備計画の変更について、地域の実情が反映されるよう、県をはじめとする関係諸機関の支援を強化すること。**新規**

(5) 村岡・深沢地区全体整備構想の実現に向けた支援について

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けた共同組織の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政、体制づくり等さまざまな面での支援を図ること。

(6) 水利権の弾力的運用について

水資源の長期的かつ安定的な確保のため、需給状況を考慮した許可水利権の再配分、遊休水利権の調整及び農業用水の都市用水への転用における弾力的運用について、積極的な対応を図ること。

(7) 鉛給水管対策事業への財源確保について

鉛給水管対策事業に対する新たな事業費補助制度を創設するよう国に働きかけること。

22 都市公園等の整備について

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。

については、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 広域的な緑地保全の推進について

ア 歴史的風土保存区域内の樹林地部分の同特別保存地区への指定拡大及び近郊緑地保全区域内の重要な緑地の同特別保全地区指定に向けて、引き続き積極的な対応を図ること。

また、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等、国・県が指定主体である緑地の適正な維持管理について積極的な対応を図るとともに、緑地の維持管理に伴う補助制度の創設について国に働きかけること。 **一部新規**

イ 鎌倉市（手広地区）及び隣接する藤沢市にまたがる大規模緑地の一体的な保全に向けて、県においても広域的見地に立った積極的な取り組みを行うこと。 **新規**

(2) 緑地保全事業に対する助成事業の拡充について

緑地保全事業については、都市公園整備への助成だけでなく、里山景観の保全や寺社林の保全など、広く「保全、創出、育成」のための事業が展開できるよう助成事業を拡充すること。

(3) 生産緑地の買取りに対する補助制度の創設について

生産緑地の有する優れた緑地的機能を保全・活用するため、「生産緑地法」における公共施設等の用地確保のための買取りに対する財政支援制度を創設すること。

(4) 県立茅ヶ崎里山公園の整備促進について

県立茅ヶ崎里山公園は、ヘリポート、貯水槽等の防災機能を有する公園として災害時にも機能することから、同公園の用地取得及び整備を促進し、早期全面開園を図ること。

新規

(5) 三浦半島国営公園の設置の促進について

優れた自然環境等を有する三浦半島に、早期に国営公園を設置するよう国に働きかけること。

また、候補地の拡大を図ること。

23 都市交通の整備について

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。については、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) コミュニティバスへの支援について

市民の生活交通確保対策として都市自治体が行うコミュニティバスの運行等に必要な経費に対する補助制度等の支援策を講じること。

(2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

また、鉄道利用者の安全性向上を図るため、鉄道駅の耐震補強工事における経費に対する支援制度を創設すること。

(3) JR逗子駅周辺の踏切の改良について

円滑な交通体系及び車両、歩行者の安全を確保するため、JR横須賀線逗子駅脇の金沢新道踏切内の道路面のフラット化、歩行者と車両の通行区域の区分及び歩行者の通行区域のスペース確保等の改良を早期に実施すること。**新規**

24 農林水産業の振興について

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

については、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

(1) 漁港漁場整備長期計画及び漁港海岸整備の推進について

安全かつ効率的な都市漁港づくりのため、第2次漁港漁場整備長期計画（平成19～23年度）における漁港整備及び漁港海岸整備の推進並びに事業予算枠の確保を図ること。

一部新規

(2) 漁業用工作物用地等に係る占用料の減免について

海岸保全区域内の海岸に設置している漁業経営上必要不可欠な漁具倉庫などの漁業用工作物用地に係る占用料を減免すること。

また、漁港施設用地を占用して建設された市場施設等に係る占用料は、占用者及び施設利用者に過度の負担とならないよう免除すること。

(3) 森林の保全・整備について

森林が有する水源かん養、災害防止、環境保全等の多面的機能の持続的な発揮を図るため、地域森林計画対象民有林の開発等による規制制度の創出、土地所有者へのさらなる支援・奨励を図ること。**新規**

25 公共用地の取得について

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、公共用地の取得は重要な課題です。

については、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

公共用地として提供した農地などに係る相続税納税猶予制度の適用拡大を図ること。

また、公共用地の取得に伴う代替地提供者に対する特別控除額を、1,500万円から3,000万円程度に引き上げること。

26 産業の振興について

都市の活性化のためには、新規企業の進出や既存企業の事業拡大により企業活動を活性化し、産業の振興を図ることが必要です。

については、産業の振興を図るため、次の事項について要望します。

(1) 「神奈川県産業集積促進方策」（インベスト神奈川）の継続と拡充について

「神奈川県産業集積促進方策」（インベスト神奈川）による施設整備等助成制度をはじめとする各種優遇制度については、平成22年3月までの期間限定となっているが、当制度は、県内産業の活性化と雇用創出に重要な役割を果たしていることから、各市の企業誘致施策や企業の設備投資を促すためにも、制度の継続とさらなる拡充を図ること。

27 勤労者の福祉について

経済状況の悪化により、勤労者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。については、障害のある人や高齢者が生きがいを持って、地域社会で暮らせるよう、次の事項について要望します。

(1) 障害者の就労支援について

より多くの障害者が職業訓練を受け、一般就労につながるよう、神奈川県障害者職業能力開発校における身体障害者及び知的障害者を対象とした職業訓練コースの新設及び職業訓練講座の増設を図ること。**新規**

(2) シルバー人材センターへの支援について

働く意欲を持つ高齢者が、社会参加を通じて活力ある地域づくりに寄与することを目的に設立された公益法人であるシルバー人材センターへの補助制度を再開すること。

新規

(3) 勤労者福祉共済事業の安定運営のための支援について

国庫補助廃止による中小企業勤労者の福祉向上の停滞を防ぐため、各都市が行う勤労者福祉共済事業の安定運営のための新たな助成制度を創設すること。

また、運営組織の強化や未実施の都市への組織化に向けた支援体制を整備すること。